

# 令和5年11月農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年11月28日（火）午後2時3分～午後2時47分

2 場 所 長久手市役所 本庁舎3階 第4会議室

3 出席者 【農業委員】

1番 豊田 信幸      2番 鬼頭 一利      3番 柴田 悟  
4番 水野 文男      5番 神谷 時男      6番 山本 茂彦  
7番 出口 知子      8番 牧野 美佳

【農地利用最適化推進委員】

平野 悦英      與語 武久      浅井 忠義      川本 源一

事務局

事務局長 山本一裕      事務局長補佐 加藤紀子 係長 今井哲夫

書記 水野悦子、吉田航輔

4 欠席者

5 議事録署名人

7番 出口知子      8番 牧野美佳

6 協議事項

- 第1号 農業振興地域整備計画変更申出について
- 第2号 農地法第3条の許可申請について
- 第3号 農地法第4条の許可申請について
- 第4号 農地法第5条の許可申請について
- 第5号 農地法第4条第1項第8号の届出について（報告）
- 第6号 農地法第5条第1項第7号の届出について（報告）

7 協議内容

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、始めたいと思います。 前回同様、本日の議事進行についても、基本的には質疑は、事前配布と書面での質問にて対応のため割愛させていただき、担当地区の意見・事務局からの回答及び採決のみとさせていただきますので、よろしくお願いたします。 それでは会長、議事進行をよろしくお願いたします。

会長	<p>それでは、只今より令和5年11月の農業委員会総会を開会します。</p> <p>協議に入る前に、議事録署名人を出口知子委員と<sup>でぐちともこ</sup>牧野美佳委員<sup>まきの みか</sup>にお願いします。</p> <p>それでは協議に入ります。</p> <p>議案第1号「農業振興地域整備計画変更申出について」を議題とします。議案第1号につきましては、先ほどの農業振興地域整備促進協議会で承認された件について、農業委員会として意見を付するために改めて審議するものです。議案第1号番号5-6の真行田での除外について、先ほども意見を述べていただきましたが、担当の山本委員説明をお願いします。</p>
委員	<p>26日に現地を確認しました。農振農用地の隅であり、東側に住宅が建っているため、周囲の農地に迷惑はかからないと思います。除外しても問題ないと思います。</p>
会長	<p>では、採択に入りたいと思います。議案第1号番号5-6について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、議案第1号番号5-6の案件については、異議なしとします。続いて、議案第1号番号5-7の真行田での除外について、先ほども意見を述べていただきましたが、担当の山本委員説明をお願いします。</p>
委員	<p>26日に現地を確認しました。農振農用地の隅であり、西側に住宅が建っており、畑のような現況となっています。除外しても問題ないと思います。</p>
会長	<p>では、採択に入りたいと思います。議案第1号番号5-7について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、議案第1号番号5-7の案件については、異議なしとします。続いて、議案第1号番号5-8の丸根での除外について、先ほども意見を述べていただきましたが、担当の鬼頭委員説明をお願いします。</p>
委員	<p>農振農用地の南端にあり、東側は一段高い農地で、西側は住宅が建っています。南北に道路があり、排水系統もしっかりしているので、問題はないと思います。</p>
会長	<p>では、採択に入りたいと思います。議案第1号番号5-8について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、議案第1号番号5-8の案件については、異議なしとします。続いて、議案第1号番号5-9の岩作白針での除外について、先ほども意見を述べていただきましたが、担当の出口委員説明をお願いします。</p>
委員	<p>申出地の北側に住宅がある農地です。今まで駐車場として使われていましたが、現在は畑になっています。南側に農地がありますので、雨水排水等、そちらに影響がないようにしてもらえれば、問題ないと思います。</p>
会長	<p>では、採択に入りたいと思います。議案第1号番号5-9について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、議案第1号番号5-9の案件については、異議なしとします。続いて、議案</p>

	第1号番号5-10の岩作下堀越での用途区分変更の申出について、事務局より内容等の説明をお願いします。
事務局	(説明)
会長	では、先ほども意見を述べていただきましたが、担当の神谷委員説明をお願いします。
委員	24日に現地を確認しました。駐車場について、残地の部分の使い方が気になりました。また、作業員用の駐車場ということだが、誰のどういった車が停まっているかを確認するのが難しいと思いました。周りの農地等への影響はないと思うので、問題はないが、農業用施設としての使われ方が気になりました。
委員	車だけでは誰のものか分からないので、ナンバープレートを確認するなど必要ではないか。
事務局	駐車場にロープを張って、札を立てておく等のことはできると思うので、申出者と調整します。また、事務局でも注意してみておきますが、委員さんたちも現場作業のついでなど、気にしていただけると助かります。
会長	では、採択に入りたいと思います。議案第1号番号5-10について、賛成の方の挙手を求めます。 (全員賛成) では、議案第1号番号5-10の案件については、異議なしとします。続いて、議案第1号番号5-11の郷前での用途区分変更の申出について、先ほども意見を述べていただきましたが、担当の出山本委員説明をお願いします。
委員	現況既にトレーラーハウスが建っている。事後申請のようなもので良いのかは疑問であるが、周りの農地への影響等はないと思う。
委員	事後申請になっていることは、どこまで耕作者に対して言えるものなのか。
事務局	事務局や愛知県職員が現地を訪問し、何度も耕作者に対して法的な手続きに対して指導を行い、ようやく出てきたものです。今後も引き続き現場の確認等を行い、違反状態のようなものがないように注視しておきます。ただ、耕作者も農地法等のことを知らずに動いていて、地域の農業を盛り上げてくれていることは確かなので、今後も耕作者とコミュニケーションをとりながら、進めていきたいと思います。
委員	耕作者も悪気があるわけではなく、一生懸命耕作をしていると思うが、法的に正しくないことをしてはいけなないので、農業委員も含めてうまいこと調整しながら進めていければと思います。
会長	では、採択に入りたいと思います。議案第1号番号5-11について、賛成の方の挙手を求めます。 (全員賛成) では、議案第1号番号5-11の案件については、異議なしとします。 続いて、議案第2号「農地法第3条の許可申請について」を議題とします。申請書番号1について、担当委員の神谷委員・與語委員説明をお願いします
委員	申請地は現在耕作放棄地になっているところだと思います。今回、柿を植えるとのことで、耕作放棄地にならないようにやってくれば、何も問題ないと思います。

委員	前熊志水の農地について、法面が急な農地になっている。南側に農地があるので、そちらに影響がないようにしてもらいたい。また、長年耕作放棄地になっている土地なので、耕作できる土地であるのか少し不安である。
委員	自分が耕作している農地が近くにあるので、気にして見ておきます。申請者の家が申請地から遠く、果実栽培の経験もないとのことだが、耕作放棄地を減らしてくれるのはありがたいことなので、疑いから入るのではなく、現場が動き出してから判断しましょう。
会長	では、採決に入ります。議案第2号申請書番号1について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、申請書番号1については許可とします。 続いて、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。申請書番号2について、担当委員の山本委員・平野委員説明をお願いします。
委員	22日に現地を確認しました。ハウスを変えるわけではないので、問題はないと思います。
会長	では、採決に入ります。議案第3号申請書番号2について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、申請書番号2については許可相当とします。 続いて、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。申請書番号3について、担当委員の柴田委員・平野委員説明をお願いします。
委員	下水は浄化槽処理、雨水は道路側溝へ放流すること、また親の家の裏に建築すること、周囲の農地等への影響はなく、問題ないと思います。
会長	では、採決に入ります。議案第4号申請書番号3について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、申請書番号3については許可相当とします。 続いて、議案第4号申請書番号4について、担当委員の牧野委員・川本委員説明をお願いします。
委員	24日に現地を確認しました。現況、耕作されておらず、畑のようになっています。家にしては面積が広いかもしれませんが、周囲の農地等への影響はないと思います。
会長	では、採決に入ります。議案第4号申請書番号4について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、申請書番号4については許可相当とします。 続いて、議案第4号申請書番号5について、担当委員の山本委員・平野委員説明をお願いします。
委員	昨年度も許可を出した案件である。地目は田であるが、現況はマットが敷いてある。そのあたりをどう判断するか難しいが、周辺農地への影響は特にないと思う。
委員	案件自体、問題ないとは思いますが、毎年このような一時転用を出すしかないのだろう

	か。何か良い方法はないか。
事務局	駐車場や受付スペースとして使うのは、イチゴ狩りの期間のみであり、場所も農振農用地であるため、永久転用はなかなか難しいです。農地以外の場所に駐車場等を確保してもらえれば良いのですが、なかなか土地がないのも現実です。
委員	期間終了後は農地に復元してもらえれば問題ないし、農業委員会として、しっかり審議している案件なので、その旨を議事録に残しておいてもらえれば、問題ないと思います。
会長	では、採決に入ります。議案第4号申請書番号5について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、申請書番号5については許可相当とします。 続いて、議案第5号「農地法第4条第1項第8号の届出について」及び議案第6号「農地法第5条第1項第7号の届出について」ですが、こちらについては報告ということで、ご承認いただいたものとします。 続きまして、3「その他」ですが、事務局から何かありますか。
事務局	その他について連絡 ・次回総会の案内
会長	他に何かありませんか。なければ閉会といたします。 ————— 閉会 午後2時47分 —————  議事録作成者 吉田航輔  議事録署名人 出口知子  牧野美佳